

与論町農業集落排水事業経営戦略(概要版)

団 体 名 : 与論町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ～ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成7年度 (25年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適 (令和6年3月31日までに法適化完了予定)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	16.75(人/ha)	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	1		
処 理 場 数	1		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	検討中		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	使用料＝1カ月の水道使用量×93円×110/100(消費税) (1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる) 使用料単価の算出基礎は、下記の通り。 使用料単価(m3)＝(維持管理費－補助金交付見返分)÷地区内年間水道使用量 93円÷(16,220千円－2,300千円)÷150,000m3		
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用と同様		
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用と同様		
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	2,008 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載
	平成30年度	2,008 円	
	令和元年度	2,046 円	
	平成29年度	1,988 円	
	平成30年度	1,983 円	
	令和元年度	1,998 円	

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	損益勘定職員1名 資本勘定職員0名 計1名
事 業 運 営 組 織	現在、農業集落排水事業は水道課(正規職員4名、会計年度任用職員5名)の管轄となっており、農業集落排水事業担当は、正規職員1名である。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	以下の業務を民間委託している。 ・施設及び管路等維持管理業務委託 ・消防用設備等点検業務委託 ・自家用電気工作物の保安管理業務委託 ・使用料電算処理業務委託 ・水質試験業務委託
	イ 指定管理者制度	無し
	ウ PPP・PFI	無し
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。
経営比較分析表(令和元年度決算)を添付

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口の予測に先立ち、本町の行政人口の予測を行う。
行政人口の予測値として、①与論町総合戦略(2020年3月改訂版)(以下、総合戦略)の人口予測値と、②国立社会保障・人口問題研究所による日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)(以下、社人研)の人口予測値の2パターンを採用する。
詳細については、別表1を参照。

処理区域内人口は、令和元年度の処理区域内人口の実績値に①総合戦略の減少率、または、②社人研の減少率を乗じた値を採用する。
具体的には、令和元年度の行政人口を100とした場合の人口指数を、令和元年度の処理区域内人口に乘じて数値を求める。
また、接続人口についても記載しているが、接続人口とは、処理区域内において農業集落排水施設に接続し、利用している住民の人数であり、平成29年度に策定した『与論町生活排水処理施設整備中期計画(10年概成)及び長期計画(20年計画)』における数値を採用している。ちなみに、当該計画では、令和8年度末で接続率95%、令和18年度末で接続率100%とすることを目標に計画を策定している。
詳細については、別表2を参照

(2) 有収水量の予測

有収水量についても、令和元年度の実績値に①総合戦略の減少率、または、②社人研の減少率を乗じた値を採用する。
詳細は別表3を参照。

(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、現年度収入と過年度収入にわけて予測を行う。
現年度の調定額については、先に行った有収水量の年度ごとの予測値に、使用料単価93円×消費税を乗じた値を採用する。
現年度収入額については、各年度調定額に令和元年度の徴収率99.8%を乗じた数値を現年度収入額として採用する。
詳細は別表4を参照。

過年度の使用料収入については、徴収率を予測し、調定額に徴収率を乗じて、使用料収入の予測値を求めるという方法を採用する。
徴収率の予測は、過去4年間の徴収率の平均値を採用する。
また、調定額は、先に求めた現年度使用料における未収額(前年度分)と過年度使用料の未収額(前年度分)の合計額とする。
詳細は、別表5を参照。

現年度使用料と過年度使用料の合計については、別表6を参照。

(4) 施設の見通し

本処理施設は、平成7年に供用開始し、25年経過している。本地区の状況については、平成28年度に機能診断、平成29年度に最適整備構想を策定し、機能保全のコスト比較を行い、対策工法・更新時期等の検討を実施した。
農業集落排水施設については、機能診断の結果、殆どの機器類は機能低下が著しい状況である。特に処理施設が海岸に近接しているため、強風時や台風時には海水の影響を受けており、劣化の進行が早い状況である。
最適整備構想の内容を踏まえ、令和2年度より更新事業を導入し、施設の長寿命化を行う。
また、今後の維持管理の効率化・適正化に向けた計画(再編計画、維持管理適正化計画)を策定し、それらに基づいた対策を計画的・集中的に実施する。

(5) 組織の見通し

現在、職員1名で事業の管理を行っているが、令和6年度には、地方公営企業法が適用される予定であり、会計事務等、業務量が増える見通しであるため、職員の増員が必要になる可能性がある。

3. 経営の基本方針

①接続率の向上

平成29年度に策定した『与論町生活排水処理施設整備中期計画(10年概成)及び長期計画(20年計画)』において、令和8年度末で接続率95%、令和18年度末で接続率100%とすることを目標に計画を策定している。
接続率を向上させ、使用料収入の増加に繋げる。

②施設の老朽化対策

先の『IV. 施設の見通し』の項で述べた通りだが、平成28年度に機能診断、平成29年度に最適整備構想を策定し、機能保全のコスト比較を行い、対策工法・更新時期等の検討を実施した。最適整備構想の内容を踏まえ、令和2年度より更新事業を導入し、施設の長寿命化を行っている。
今後も定期的にストックマネジメント計画を策定、実施し、施設の老朽化対策を進める。

③未収金対策

現年度使用料の徴収率に関しては、平成28年度以降、99%以上の水準を維持しており、今後も継続していきたい。一方、過年度使用料に関しては、徴収率が20%から30%程度で推移しており、徴収が進んでいないが、滞納者の理解を得られるよう、丁寧に説明を行いながら、徴収を進めていく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	機能診断、最適整備構想等を適正なタイミングで実施し、計画に沿って投資を平準化し、施設の老朽化対策を適正に進める。
-----	--

○資本的支出

(i)建設改良費

建設改良費については、平成29年度に策定した最適整備構想で算出した事業費を採用している。

(ii)元金償還金

既発債については、償還表に基づき各年度の所要額を計上している。

新規に起債する予定の元金償還金については、令和2年度から令和5年度に実施予定の更新事業の事業計画に基づき、かつ、令和2年度の起債申請時の条件を採用(※ 下水道事業債を、償還期間:15年、据置期間:3年、償還方法:半年賦元利均等償還、利率:年0.2%(固定金利方式)で償還する)し、所要額を計上した。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	経営比較分析表の⑤に記載されている『経費回収率』について 使用料を増やすことにより、類似団体及び全国平均の60%を超えるようにする。
-----	---

○資本的収入 (i)地方債 令和2年度から令和5年度に実施予定の更新事業の事業計画に基づき、予定額を計上。 (ii)国(都道府県)補助金 令和2年度から令和5年度に実施予定の更新事業の事業計画に基づき、予定額を計上。 国庫補助金は、補助率60%、県支出金は、補助率16.95%で計上している。 (iii)工事負担金 令和3年度当初予算において算出した金額を基に、必要額を各年度に計上している。 ○収益的収入 (i)使用料 使用料収入の予測の項にて記載したとおり。 (ii)繰入金 本町の農業集落排水事業においては、赤字分を一般会計からの繰り入れにより補填しているため、本計画においても同様に、不足分を繰入金で賄い、収支が均衡するようにしている。 ただし、繰入金において不足額を賄うことを今後も継続していくことを肯定しているわけではなく、近い将来、料金改定により基準外繰入を減らす必要があると認識している。 そのため、基準外繰入を無くした場合の収支計画について、この後の『使用料の見直しに関する事項』にて説明する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○収益的支出 (i)職員給与費 令和2年度一般会計当初予算における、一般行政職の平均職員給与費を採用し、職員数1名分を計上した。 (ii)動力費・薬品費 動力費については、令和3年度当初予算において算出した金額を基に、必要額を各年度に計上している。 薬品費は、発生していないため、計上していない。 (iii)修繕費・材料費 令和3年度当初予算において算出した金額を基に、必要額を各年度に計上している。 ただし、修繕費については、令和2年度から令和5年度までは更新事業中であるため、機械故障が発生しても事業で機械を更新できるため、修繕費を300千円と少なく計上している。 令和6年度以降は、平成26年度から平成30年度までの5年間の平均額を各年度に計上した。 (iv)委託料 令和3年度当初予算において算出した金額を基に、必要額を各年度に計上している。 ただし、令和3年度から令和5年度までは、法適化移行業務委託料の予定額を追加で計上している。 (v)支払利息 既発債については、償還表に基づき各年度の所要額を計上している。 新規に起債する予定の支払利息については、令和2年度から令和5年度に実施予定の更新事業の事業計画に基づき、かつ、令和2年度の起債申請時の条件を採用(※ 下水道事業債を、償還期間:15年、据置期間:3年、償還方法:半年賦元利均等償還、利率:年0.2%(固定金利方式)で償還する)し、所要額を計上した。 (iv)その他費用 その他の費用については、令和3年度当初予算において算出した金額を基に、必要額を各年度に計上している。
--

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	本町は、一島一町の離島であり、処理施設も1か所しか無いため、ハード面での実施は困難だと考えている。 近隣市町村との情報交換会や技術研修会などの開催、水質検査の共同委託等のソフト面での連携を模索中である。
投資の平準化に関する事項	最適整備構想に基づき、適正な投資計画を実施していく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現状、PPP/PFI等の検討は行っていないが、情報収集を怠らず、必要に応じて検討を行っていく。
その他の取組	特に無し

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	本町の農業集落排水事業においては、歳入の不足分を一般会計からの繰入金で賄い、収支が均衡するようにしている。 しかし、将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、繰入金に依存せず、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要がある。 また、受益者負担という観点からも、農業集落排水の便宜を直接享受している住民と、そうでない住民との間に不公平が生じるため、使用料の改定は避けて通れないと考えている。 そのため、基準外繰入額を使用料収入で賄う場合の試算を行った。(別表7を参照。) なお、試算は、収入予測に総合戦略の減少率を採用したものと、社人研の減少率を採用したものと2パターンを掲載する。 別表7の使用料単価は、経費を使用料で全て賄うために必要な金額(必要額)から、有収水量と消費税率を除いて求めた数値であり、使用料をその金額に改定すると、基準外繰入額が発生しないということの意味している。 令和4年度と令和5年度においては、法適化移行業務委託費が計上されており、基準外繰入額が他の年度より多く、使用料単価がかなり高くなっているため、起債により、他の年度に負担を平準化する必要があると思われる。 その他の年度の使用料単価をみると、現行料金(1㎡当たり93円)の2倍近い、1㎡当たり180円程度まで金額が上がっている。 基準外繰入額をどの程度まで減らすのかにより、使用料単価の設定金額が変わってくるため、料金改定については、今後入念に議論を重ねる必要があると思われる。
資産活用による収入増加の取組について	現状では、有効利用できる資産は無いため、検討は行っていない。
その他の取組	特に無し

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	民間に委託した方が費用を抑えられる業務については、積極的に民間活力の活用を行っていく。
職員給与費に関する事項	現状、担当職員は1名だけであるため、これ以上の人員削減は難しい。 令和6年3月31日までに法適用が完了する予定であるが、法適用後は会計処理等の業務量が増えるため、人件費が増える可能性がある。
動力費に関する事項	機械設備の更新時に、省エネ機器を導入し、動力費の削減につなげる。
薬品費に関する事項	薬品費は発生していないため、検討を行っていない。
修繕費に関する事項	現状、特に検討を行っていないが、可能な限り経費削減を行っていく。
委託費に関する事項	現状、特に検討を行っていないが、可能な限り経費削減を行っていく。
その他の取組	特に無し

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	令和6年3月31日までに法適化完了予定であり、法適化後には損益計算書、貸借対照表等の財務諸表により、経営状況がより詳細にわかるようになるため、法適化後に経営戦略の更新を実施する予定。
---------------------	---